

1. 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 概要

中央防災会議への諮問・中央防災会議からの答申

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定(第2条)

火山災害警戒地域の指定(第3条)

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定(常時観測火山周辺地域を想定)

火山防災協議会(第4条)

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置(義務)

必須構成員

必要に応じて追加

都道府県・市町村

気象台

地方整備局等
(砂防部局)

観光関係団体等

火山専門家

自衛隊

警察

消防

※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

協議事項

・噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの

火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載(義務)】

【都道府県】(第5条)

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達(都道府県内)

2. 右の2. 3を定める際の基準

3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】(第6条)

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達(市町村内)

2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等(噴火警戒レベル)

3. 避難場所・避難経路

4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地

5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】(第7条)

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【火山防災マップの例(桜島)】

【避難確保計画の作成義務】(第8条)

集客施設(ロープウェイ駅、ホテル等)や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

避難施設緊急整備地域の指定(第13条)

避難施設緊急整備計画の作成(第14条)

<都道府県知事>

※道路・港湾・広場・退避ごう等の整備、学校・公民館等の不燃堅牢化

防災営農施設整備計画等の作成(第19条)

<都道府県知事>

※農林水産物の被害を防止するための施設の整備等

降灰除去事業の実施(第22条)

<市町村>

※道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定(第23条)

降灰防除事業の実施(第24条~26条)

※地域内の教育施設、社会福祉施設での空気調和施設等の整備、医療施設・中小企業者の施設等整備に対する低利資金融通

- 自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務(第11条)
- 治山・治水事業の推進(第27条)
- 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進(第29条)
- 研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保(第30条)

平成27年

基本指針関係

- 活動火山対策の推進に関する基本的な事項
- 火山災害警戒地域の指定、避難施設緊急整備地域等の指定について指針となるべき事項
- 避難施設緊急整備計画等の作成について指針となるべき事項 等

火山災害警戒地域関係

- 噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を指定

12月10日 法律施行

12月21日 中央防災会議への諮問

- ・ 指定に向けた各種調整
— 関係行政機関への協議

- ・ 指定に向けた各種調整
— 関係都道府県への意見聴取
— 関係都道府県から
関係市町村への意見聴取

2月16日 中央防災会議（答申）

2月下旬
内閣総理大臣による基本指針策定・警戒地域指定

火山防災協議会の設置

都道府県・市町村地域防災計画の修正

避難確保計画の作成

平成28年

1. 活動火山対策の推進に関する基本的な事項

(1) 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の意義

- ・警戒避難体制の整備等のソフト対策を含めた、総合的な火山防災の推進について基本的な考えを示す

(2) 火山災害の特殊性

- ・噴火前の予測が困難

(3) 火山地域の関係者が一体となった検討の必要性

- ・火山地域の関係者が「火山防災協議会」を設置

(4) 警戒避難体制の整備

(5) 噴火時や噴火に備えた施設等の整備

2. 火山災害警戒地域、避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定について指針となるべき事項 *1

(1) 火山災害警戒地域の指定 *2

- ・「常時観測火山」のうち、周辺に住民や登山者等が存在する火山について、噴火による影響範囲にかかる都道府県、市町村を指定

(2) 避難施設緊急整備地域の指定

- ・火山の活動が活発で、退避壕等を緊急に整備する必要がある地域を指定

(3) 降灰防除地域の指定

- ・降灰による住民の日常生活への支障を防止・軽減するため、学校や病院等において施設を整備する必要がある地域を指定

3. 火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

(1) 火山防災協議会

①火山防災協議会での協議事項

- ・「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制
- ・退避壕等の整備や山小屋等の既存施設の補強等についても検討

②火山防災協議会の構成員

- ・都道府県、市町村、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防、火山専門家等

③火山防災協議会の運営

- ・「コアグループ」の形成等

(2) 地域防災計画に定めるべき事項

- ・火山防災協議会の意見聴取を踏まえ、警戒避難体制に関する事項を定める

(3) 住民や登山者等に対する周知のための措置

- ・「火山防災マップ」の配布等

(4) 避難確保計画の作成等

- ・集客施設等に対し、「避難確保計画」の作成や避難訓練の実施等を求める

4. 避難施設緊急整備計画並びに防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項 *3

(1) 避難施設緊急整備計画の作成

- ・避難施設緊急整備地域において、都道府県は、退避壕等の避難施設の整備計画を作成

(2) 防災営農施設整備計画等の作成

- ・避難施設緊急整備地域またはその周辺の地域において、都道府県は、農作物等の被害を防除するために必要な施設の整備計画を作成

5. その他活動火山対策の推進に関し必要な事項

(1) 警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備

- ・地方公共団体は、警戒地域に指定された活火山以外の活火山の周辺地域における警戒避難体制を整備

(2) 登山者や観光客等に関する情報の把握等

- ・地方公共団体は、登山届等を通じ、登山者や観光客等に関する情報を把握
- ・登山者や観光客等は、情報収集等を通じ、自らの安全を確保

(3) 火山防災情報の伝達等

- ・火山観測データ、「噴火警戒レベル」上げ下げの基準の公表。
- ・「臨時の解説情報」、「噴火速報」を発表
- ・交通、観光事業者との連携、外国語による情報伝達

(4) 降灰除去事業

- ・多量の降灰があった道路等の降灰除去事業に対し支援を実施

(5) 火山監視観測・調査研究体制の充実

- ・研究及び技術開発の推進、観測・評価体制の強化
- ・観測データの共有等、研究機関相互間の連携強化
- ・火山専門家の人材育成及び確保

(6) 火山防災教育や火山に関する知識の普及

- ・ビジターセンター、ジオパーク、旅行会社等様々な機関と連携
- ・火山防災に関する学校教育

(7) 火山災害の特徴を踏まえた発災時の対応

①一時立入り

- ・避難生活が長期化する場合には一時立入りの可能性を検討する必要

②立入規制・風評被害による経済的損失

- ・可能な支援を検討するとともに、正確な情報発信に努めることが重要

* 1 国は、基本指針に基づいて、各種地域を指定し公示

* 2 警戒地域に指定された都道府県及び市町村は、火山防災協議会を設置

* 3 都道府県は、基本指針に基づいて、各種計画を作成

火山災害警戒地域の指定について

火山災害警戒地域の指定

内閣総理大臣は、基本指針に基づいて、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を「警戒地域」として指定。

<具体的な指定の考え方（案）>

- 「常時観測火山」のうち、周辺に住民や登山者等が存在しない硫黄島を除く49火山を対象
- 上記の49火山について、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、火山ガスの5現象について、既存のハザードマップから影響範囲を特定（ハザードマップが無い火山については、想定火口から4km（大きな噴石を想定）の範囲を特定）
- 上記の影響範囲に行政区域を含む、都道府県及び市町村を指定



地域指定案

23 都道府県 140 市町村

※資料3別紙



地域指定後

火山防災協議会の設置・地域防災計画への記載

警戒地域の都道府県及び市町村は、警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、関係者が一堂に会した火山防災協議会を組織。火山防災協議会への意見聴取を経て、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を記載。